

県土整備部リサイクル製品等使用基準

1 目的

本基準は、鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する建設工事（以下「対象工事」という。）において、再生資源を利用して製造された製品（以下「リサイクル製品」という。）を積極的に活用するため、その使用基準を定め、もってリサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、廃棄物の減量化・再資源化を推進して、循環型社会の構築に資することを目的とする。

2 使用基準

(1) 対象工事に使用する資材の優先順位は、次のとおりとする。

- ①グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品（以下「グリーン製品」という。）又は鳥取県グリーン商品認定審査会で認定された商品（以下「グリーン商品」という。）であって、県内産資材であるもの
- ②エコマーク認定を受けたリサイクル製品（以下「エコ製品」という。）であって、県内産資材であるもの
- ③リサイクル製品以外の県内産資材
- ④グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの
- ⑤エコ製品であって、県外産資材であるもの
- ⑥リサイクル製品以外の県外産資材

(2) グリーン商品において、選定可能なグリーン商品が複数ある場合は、原則として運搬費及び材料費に要するコストが最も安価となるグリーン商品を使用することとする。使用することとする。

(3) リサイクル製品等の選定に当たっては、対象工事の品質の低下又は過度の費用増加をもたらさないよう留意するとともに、「鳥取県県土整備部県外製品等使用基準」に従ったものとなるよう努めること。

なお、使用するリサイクル製品等については下記のホームページアドレス等により確認すること。

区分	所管	ホームページアドレス
グリーン製品	環境省	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/
グリーン商品	鳥取県商工労働部	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=48080
エコ製品	(公財)日本環境協会	https://www.ecomark.jp/

3 適用範囲

本基準は、全ての対象工事について適用するものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日以降起工決裁する工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年9月1日から適用する。